

佐賀県糖尿病協会 備品に係る申し合わせ

(平成28年6月13日付)

佐賀県糖尿病協会（以下「協会」）の所有する備品については、所属する友の会の社会活動および療養指導等を目的として貸し出しを行う。

（利用対象者）

佐賀県糖尿病協会に属する友の会。（会員であっても個人としてでなく団体としての申請を行うこととする。）

（利用の申請）

友の会長もしくは会の代表者が「備品利用申請書」を協会事務局へ提出する。

（備品の保管および管理）

- ①購入した友の会で物品を保管し管理する。
- ②協会事務局は年一回程度、備品の所在等を確認する。

（遵守事項）

- ①破損または紛失した場合は直ちに協会事務局へ報告すること。
- ②備品の輸送にかかる料金は利用者側が負担すること。
- ③許可された目的以外の使用はしないこと。

（申し合わせの変更等）

この申し合わせ事項について変更等を行う場合は、理事会の承認を得て行うものとする。